

## 対象労働者雇用状況等申立書 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

（ 枚中 枚目 ）

（1）支給対象者について

1 支給対象者氏名		2 雇用保険 被保険者番号	
3 所属部署		4 職種 <small>（※裏面の01～15から選択）</small>	
5 雇入れ日	年 月 日	6 雇用形態 <small>（裏面の【※1】を参照） A～Dから選択）</small>	
7 雇入れ経路 <small>（裏面の※2のA～Cから選択）</small>		8 年齢	歳
9 対象者の区分 <small>（該当するものに○をつけ、その右欄の日付を記入）</small>	イ 再就職援助計画対象者	前職の離職日	年 月 日
	ロ 求職活動支援書対象者	前職の離職日	年 月 日
10 職業訓練認定状況	職業訓練計画認定番号	第	号
	職業訓練認定日	年 月 日	※10欄は職業訓練計画（様式第2号）を提出し、労働局から認定を受けた職業訓練を支給対象者が受講中、または受講が終了している場合に必ず記載してください。
	訓練終了（予定）日	年 月 日	
11 5の雇入れにおいて、支給対象者を期間の定めのない労働者として雇い入れた。	（はい・いいえ）		
12 賃金締切日及び賃金支払日	（ . ）		
13 雇入れ日以降、支払期日を超えて支払っていない賃金がある。	（はい・いいえ）		
14 時間外手当・深夜手当・休日手当等を法定どおり支払っている。	（はい・いいえ）		

（2）支給対象者を雇用していた事業主との関係

1 再就職援助計画対象被保険者又は支援書対象被保険者となった事業主名	
2 1の事業主と、支給対象者の雇入れの日から起算してその日以前1年間において、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する。	（はい・いいえ）

（3）再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者でないことの確認及び当該職業紹介事業者との関係

1 再就職援助計画対象被保険者又は支援書対象被保険者となった事業主から再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者名	
2 申請事業主が1の職業紹介事業者である。	（はい・いいえ）
3 1の職業紹介事業者と支給対象者の雇入れの日から起算してその日以前1年間において、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する。	（はい・いいえ）

（4）賃金上昇確認欄

1 再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）に記載されている賃金額（A）		円
2 雇入れから最初に到来する賃金支払日以降6か月の毎月決まって支払われる賃金額（B）		
月 円	月 円	月 円
月 円	月 円	月 円
3 毎月決まって支払われる賃金を上昇させた後、合理的な理由なく、引き下げるものではない。	（はい・いいえ）	
4 合理的な理由なく、毎月決まって支払われる賃金以外の諸手当等の額を引き上げ、毎月決まって支払われる賃金の額を引き上げるものではない。	（はい・いいえ）	

本人記載欄	（2）1の事業主の事業所への復帰の見込みがある。	（はい・いいえ）
	（2）1の事業主の事業所の離職後から現在の事業所に雇入れされるまでの間に、別の事業所において雇用保険一般被保険者又は高齢被保険者として雇用されたことがある	（はい・いいえ）
	「（1）支給対象者について」欄及び上記の回答について、いずれも相違ありません。 <div style="text-align: right;">氏名 _____</div>	
可能な範囲でご記載ください。	（2）1の事業主の事業所における雇用形態（裏面の※3のA～Fより選択してください。）	_____
	（2）1の事業主の事業所の産業分類（日本標準産業分類大分類） <small>（裏面の※4のA～Tより選択してください）</small>	_____

以上の記載事項に誤りのないことを証明する。

年 月 日

（〒 - ）

所在地  
電話  
事業所名  
代表者名

※記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

**【提出上の注意】**

- 1 この様式は、早期雇入れ支援コースの申請にかかる申請様式です。申請事業主が最後に証明を行った上で、支給申請書（様式第10号）に添えて提出してください。
- 2 この様式は、支給対象者ごとに作成してください。

**【記入上の注意】**

- (1) 支給対象者について
- 1 1～14欄について、申請書提出日における支給対象者の各事項を記入してください。
  - 2 4欄については、職種を以下から選び、その数字を入力してください。  
01. 管理的職業、02. 研究・技術の職業、03. 法務・経営・文化芸術等の専門的職業、04. 医療・看護・保健の職業、05. 保育・教育の職業、06. 事務的職業、07. 販売・営業の職業、08. 福祉・介護の職業、09. サービスの職業、10. 警備・保安の職業、11. 農林漁業の職業、12. 製造・修理・塗装・製図等の職業、13. 配送・輸送・機械運転の職業、14. 建設・土木・電気工事の職業、15. 運搬・清掃・包装・選別等の職業
  - 3 6欄については、支給対象者の再就職先での雇用形態について、次の中から該当するものの記号を記入してください。

**【※1】**

- A=フルタイム労働者(期間の定めなし)  
B=派遣労働者(再就職先が派遣事業者の場合)  
C=その他(その内容を具体的に6欄に記入)  
D=パートタイム労働者(期間の定めなし)
- 4 7欄には、支給対象者の雇入れ（受入れ）経路について、次の中から該当するものの記号を記入してください。

**【※2】**

- A=民間職業紹介事業者による職業紹介  
B=ハローワーク・地方運輸局による職業紹介  
C=A、B以外の雇入れ
- (2) 対象者を雇用していた事業主との関係
- 1 1欄は、(1)の支給対象者を直前に雇用していた事業主名を記入してください。
  - 2 2欄は、1欄の事業主と申請事業主との関係について、「はい」又は「いいえ」の該当するほうに「○」を付けてください。「資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係」とは、以下のことを指すほか関係性を総合的に判断します。  
ア 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。  
イ 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- (3) 再就職援助計画対象被保険者又は求職支援書対象被保険者となった事業主から再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者との関係
- 1 1欄は、再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者名を記載してください。該当がない場合には斜線を引いてください。
  - 2 2欄は、申請事業主が1の職業紹介事業者であれば「はい」、そうでなければ「いいえ」に「○」を付けてください。
  - 3 3欄は、1の職業紹介事業者と申請事業主との関係について、「はい」又は「いいえ」の該当するほうに「○」を付けてください。「資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係」とは、以下のことを指すほか関係性を総合的に判断します。  
ア 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における、親会社又は子会社であること。  
イ 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- (4) 賃金上昇確認欄
- 1 事業の廃止等で離職前事業主と連絡がとれない等の理由により、再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写）に賃金を記載することができない場合は、1欄に、離職前6か月のうち連続する2か月間の給与明細等の書類により算定した毎月決まって支払われる賃金を記載することができます。詳細はガイドブックをご覧ください。
  - 2 賃金上昇加算の支給を受けるためには、Bの金額をAの金額で除して得た数値がいずれも1.05以上であることが必要となります。ただし、毎月決まって

支払われる賃金を上昇させた後、合理的な理由なく引き下げる場合又は、合理的な理由なく、毎月決まって支払われる賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、毎月決まって支払われる賃金の額を引き上げる場合については支給対象となりません。

「毎月決まって支払われる賃金」とは、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当をいいます。

諸手当に含むか否かについては、以下により判断します。

イ 諸手当に含むもの

(イ) 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

ロ 諸手当に含まないもの

(イ) 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）

(ロ) 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

ハ 上記1、2以外の手当については、手当の名称に関わらず実態により判断します。ただし、上記1に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記2に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めます。

(イ) 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律支給する家族手当

(ロ) 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に支給する通勤手当

(ハ) 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当

**本人記載欄**

- 1 当該支給対象者本人に確認を行い、質問に対する回答について、「はい」又は「いいえ」に「○」を付けてください。
- 2 内容に誤りがないかについて支給対象者本人の確認を受け、氏名を記載してもらってください。
- 3 (2) 1の事業主の事業所における雇用形態及び産業分類（日本標準産業分類大分類）の記載については、本助成金制度の効果検証のために記入をお願いしております。（記載については任意です）
- 4 雇用形態は【※3】から選択して記入してください。

**【※3】**

- A=フルタイム労働者(期間の定めなし)  
B=フルタイム労働者(反復更新ありの6か月以上の有期雇用契約)  
C=フルタイム労働者(B以外の有期雇用契約)  
D=パートタイム労働者  
E=派遣労働者  
F=その他

- 5 産業分類（日本標準産業分類大分類）は【※4】から選択してください。

**【※4】**

- A=農業、林業 B=漁業 C=鉱業、採石業、砂利採取業 D=建設業 E=製造業 F=電気、ガス、熱供給、水道業  
G=情報通信業 H=運輸業、郵便業 I=卸売業、小売業 J=金融業、保険業 K=不動産業、物品賃貸業  
L=学術研究、専門・技術サービス業 M=宿泊業、飲食サービス業 N=生活関連サービス業、娯楽業  
O=教育、学習支援業 P=医療、福祉 Q=複合サービス業 R=サービス業（他に分類されないもの）